グリーン購入法の特定調達物品等における表示の信頼性の確保に向けて

環境省

1 グリーン購入法について

国等の各機関では、「グリーン購入法（正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」に基づき、環境物品等（環境負荷の低減に資する製品・サービス）の調達を推進しています。

環境物品等のうち、特に重点的に調達を推進すべきものを「特定調達品目」といい、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、どのような製品が該当するかを判断するための「判断の基準」[1]が示されています。この「判断の基準」に適合している個々の製品・サービスを「特定調達物品等」といい、国等の機関では毎年度調達目標を設定し、調達を推進しています。

そのため、**国等の各機関は、購入しようとしている物品・サービスが、「判断の基準」を満たしているかの確認が必要**です。また、**販売事業者は合理的な根拠を持ち、「判断の基準」への適合について購入者へ情報提供**することが求められます。

図表1 グリーン購入法の仕組み

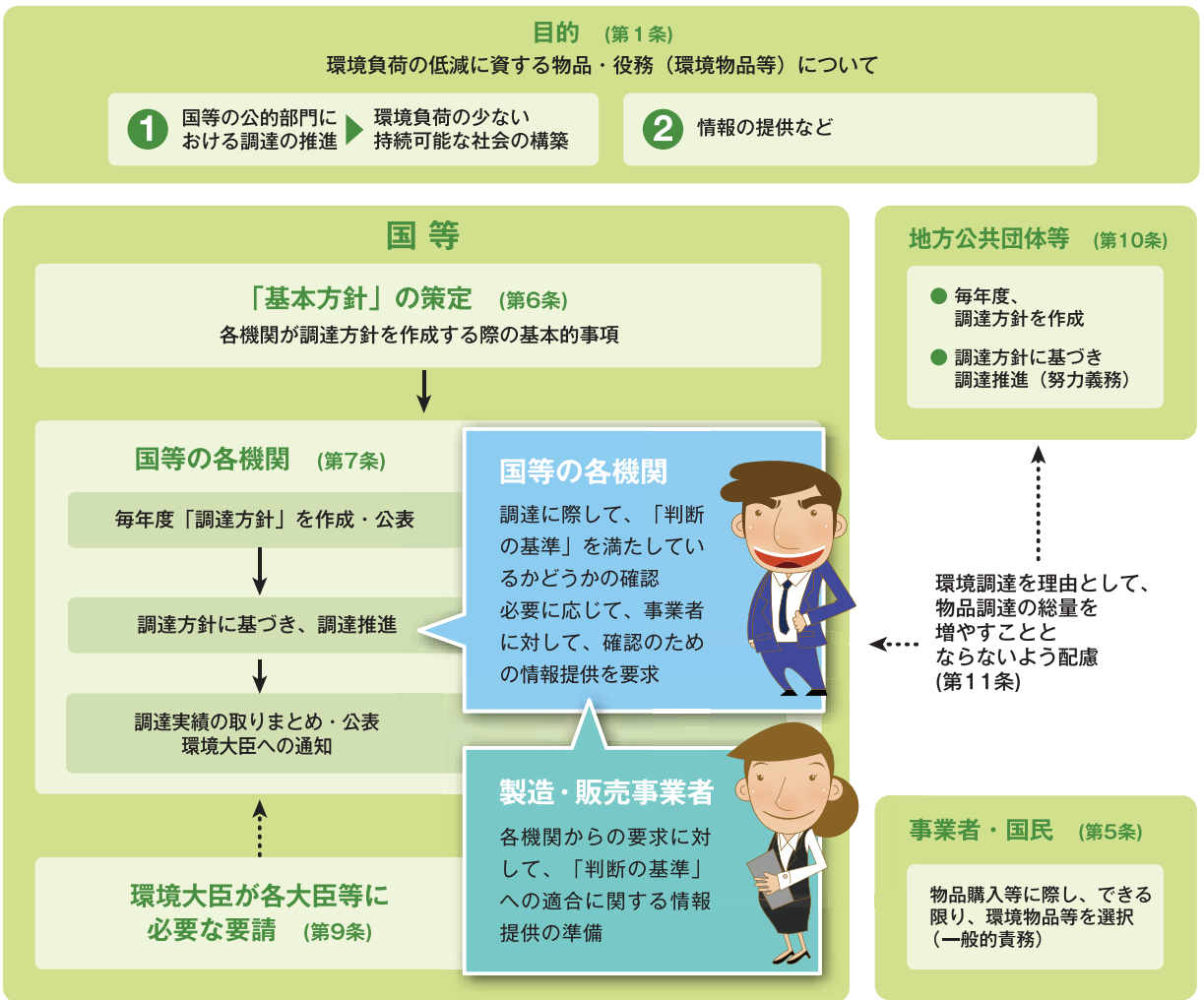

1 「判断の基準」は例年見直しが行われており、最新の基準は以下を参照してください。
グリーン購入法基本方針 URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

2 環境表示の信頼性確保について

製造事業者及び輸入・販売事業者は、「特定調達物品等」を市場に提供するにあたり、「判断の基準」への適合の確認と、正確で誤解を招かない表示に取り組むことが求められています。

そこで、環境省では、「特定調達物品等」について、「判断の基準」への適合の確認を行うための原則・手順等を取りまとめた「**信頼性確保ガイドライン**」[2]と、購入者にとって理解しやすく望ましい環境表示のあり方を取りまとめた「**環境表示ガイドライン**」[2]の２種類のガイドラインを策定しています。

製造事業者及び輸入・販売事業者のみならず、原材料・部品提供事業者も、この２つのガイドラインを活用して、特定調達物品等の表示の信頼性確保に向けた取組に努めましょう。

図表2　「信頼性確保ガイドライン」と「環境表示ガイドライン」との関係

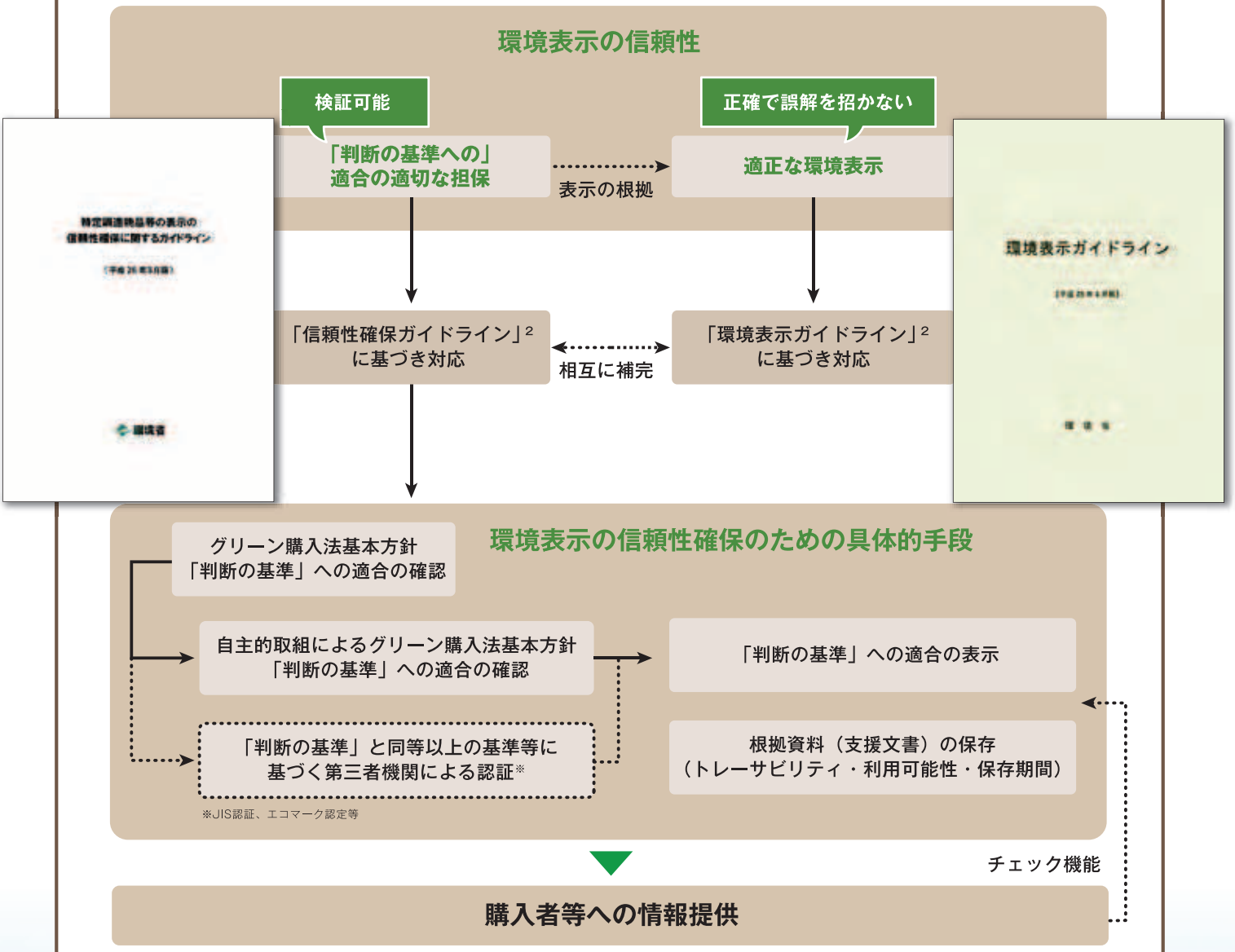

2　「信頼性確保ガイドライン」及び「環境表示ガイドライン」は以下の環境省ＨＰに掲載されています。
信頼性確保ガイドライン　URL：https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/
環境表示ガイドライン　URL：https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/

3 サプライチェーンの各段階で、環境表示の信頼性を確保してください

環境表示の信頼性を確保するには、最終製品を供給する事業者のみならず、サプライチェーンの各段階での取組が必要となります（図表3）。

「特定調達物品等」の製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、**自社の一段階前の事業者から必要な情報を入手し、「判断の基準」への適合の確認を行ってください。**また、合理的根拠を一段階後の事業者に提供する必要があります。提供した合理的根拠に変更が生じた場合は、その情報を速やかに一段階後の事業者に提供する必要があります。

サプライチェーンの下流にあたる購入者から上流の販売者に対して「判断の基準」への適合について情報提供を求めることは、サプライチェーン全体に対するチェック機能の役割を果たし、環境表示の信頼性確保につながります。

図表3 サプライチェーンを通じた表示の信頼性確保

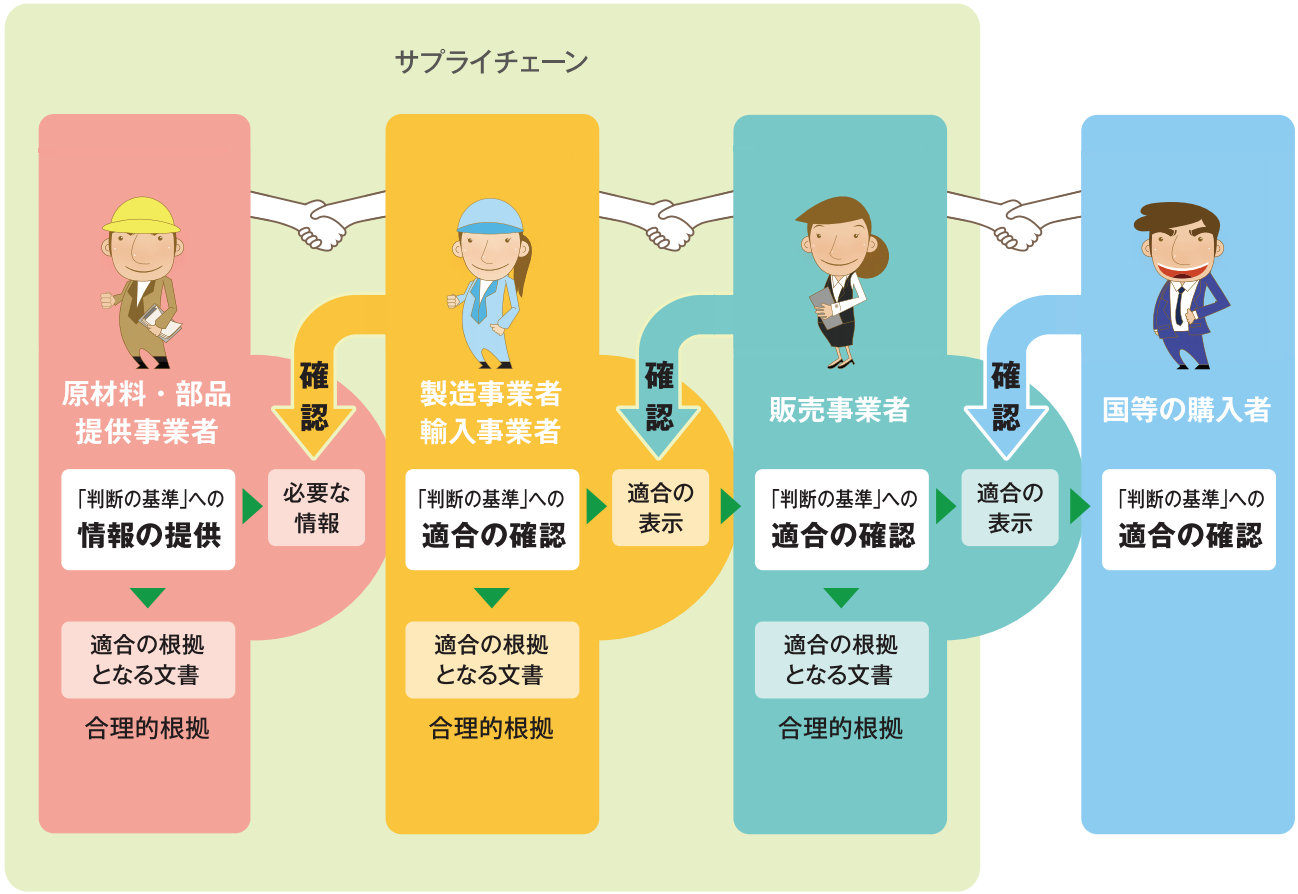

特定調達物品等の表示に関する規制

「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」では、グリーン購入法に基づく特定調達物品等を含む全ての製品・サービスの取引に関して行われる不当表示についても規制しています。特定調達物品等に関して「判断の基準」への適合に係る表示が不適切に行われているなど一般消費者に誤認される表示が行われている場合は、同法第４条第１項が禁止する優良誤認表示（同項第１号）その他の不当表示に該当するおそれがあります。

景品表示法は、平成25年に発生したいわゆる食品表示等問題を受け、平成26年に2度にわたって改正されました。これらの改正では、事業者が講ずべき必要な措置の導入や行政の監視指導態勢の強化、違反事案に対する課徴金制度の導入等の新たな措置が盛り込まれています。

4 グリーン購入法の特定調達物品等の製造事業者、輸入・販売事業者及び原材料・部品供給事業者は、以下の取組を行ってください

1 適合の確認
「自社製品」が「判断の基準」に適合していることを適切な方法で確認してください。

2 文書の管理
「判断の基準」への適合の根拠となる文書を作成し、管理してください。

3 適切な表示
個々の表示は、「環境表示ガイドライン」を参照し、適切に行ってください。

4 表示の整合性確保
複数の手法や媒体を用いて表示を行う場合、相互の表示内容の整合性を確保してください。

5 問合せへの対応
適切な情報提供を行う体制を整備してください。

6 再評価
必要に応じて、「判断の基準」への適合を再評価し、その結果を記録してください。

図表4 信頼性確保に向けた取組の例 ［ いす（主要材料がプラスチック）の事例 ］

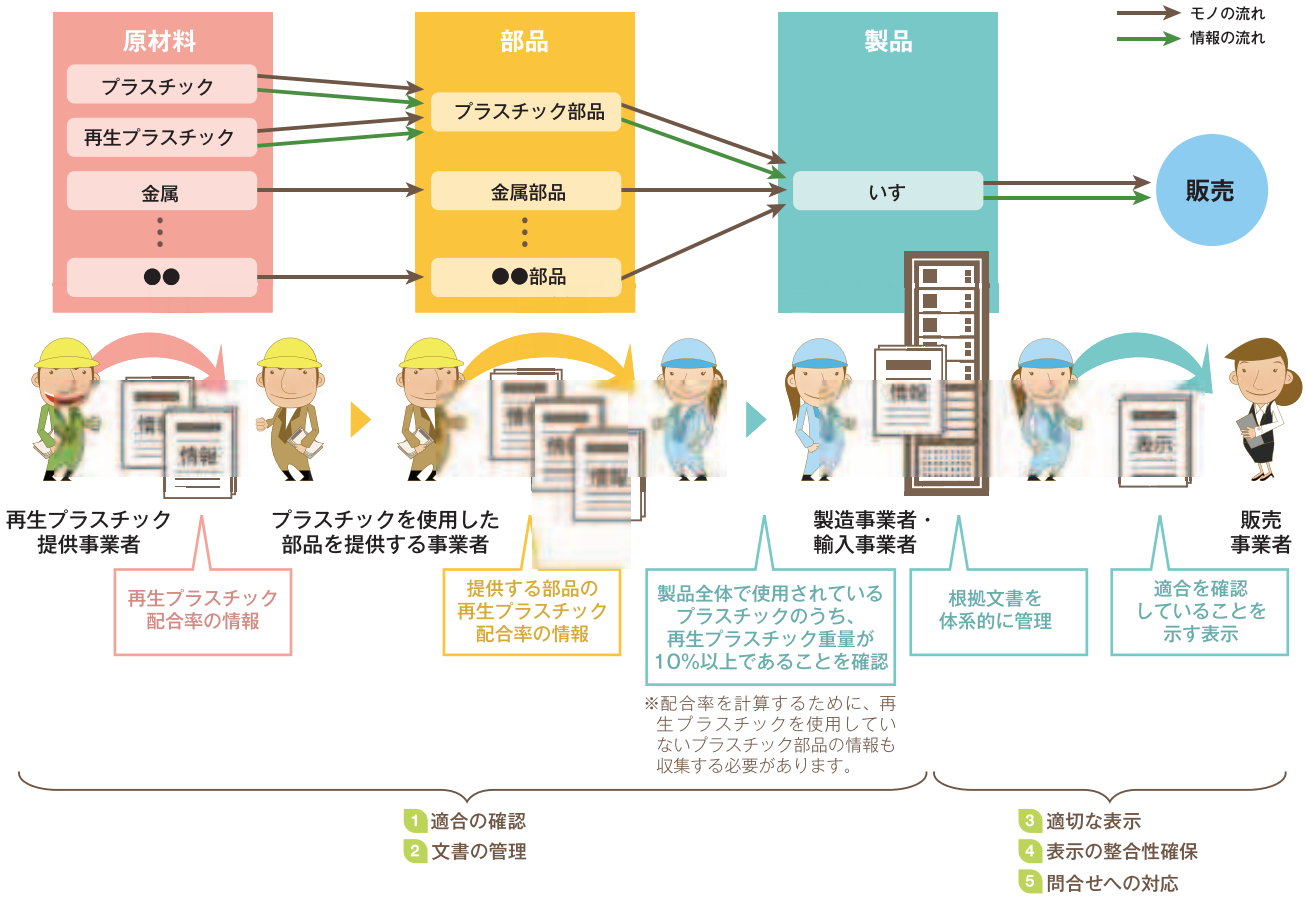

原材料・部品の調達先が変更されたり、設計・仕様を変更した場合は、必要に応じて、「判断の基準」への適合を再評価し、1 適合の確認や 2 文書の管理の方法を適切に見直すなど、環境表示の信頼性を確保してください。

Key Point
OEM*やODM**のように、製造を委託した販売事業者は、グリーン購入法の特定調達物品等の製造事業者・輸入事業者と同様の取組を行う必要があります。
*Original Equipment Manufacturing、**Original Design Manufacturing

1 適合の確認

自社製品が「判断の基準」に適合していることを適切な方法で確認してください。

特定調達品目の「判断の基準」は、多くの場合、複数の項目から構成されています。特定調達物品等として製造・販売している又はしようとする製品について、それぞれの項目ごとに適した方法で**「判断の基準」に適合していることを確認してください。**具体的な確認方法は、信頼性確保ガイドライン[3]を参照してください。

原材料・部品提供事業者は…

適合の確認のために必要な情報を入手し、下流の事業者へ情報提供してください。

例）再生資源の使用の情報、森林認証制度等の合法木材であることの証明書、特定の化学物質の使用状況　等

製造事業者は…

製品テストを行ったり、原材料の証明書等を入手し、適合の確認をしてください。

図表5　適合の確認の例　［ オフィス家具の事例 ］

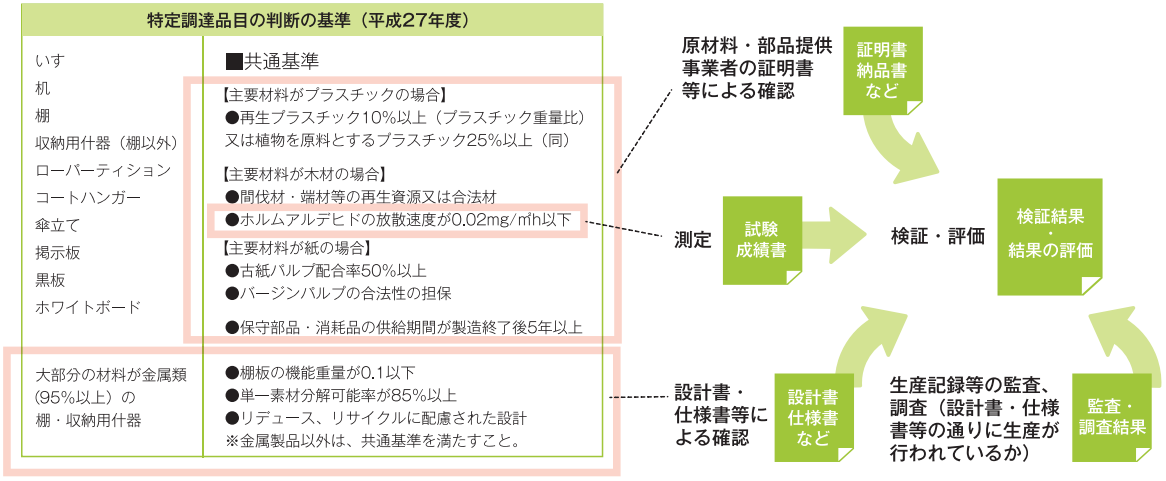

・本表は「判断の基準」の概要であり、表現等が簡略化されています。「判断の基準」は、必ず、グリーン購入法基本方針で確認してください。
・本図は一例です。各事業者が、特定調達品目ごとの特性に応じて本図以外の確認方法や支援文書の適用も含めて検討し、実施してください。

輸入・販売事業者は…

適合を確認していることを示す文書を上流のサプライヤーから受け取り、購入者へ情報提供してください。必要があればヒアリング調査や、現地視察、製品テスト等で確認してください。

Key Point　サプライチェーンの中で自社の一段階前の事業者から情報を入手することで、適合の確認が可能です。

3　「信頼性確保ガイドライン」は以下の環境省ＨＰに掲載されています。
信頼性確保ガイドライン　URL：https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/

2 文書の管理

「判断の基準」への適合の根拠となる文書を作成し、管理してください。

「自社製品」が「判断の基準」に適合していることを裏付ける**合理的な根拠となる文書・記録を、体系的に管理してください。**

図表6 体系的な文書管理のイメージ

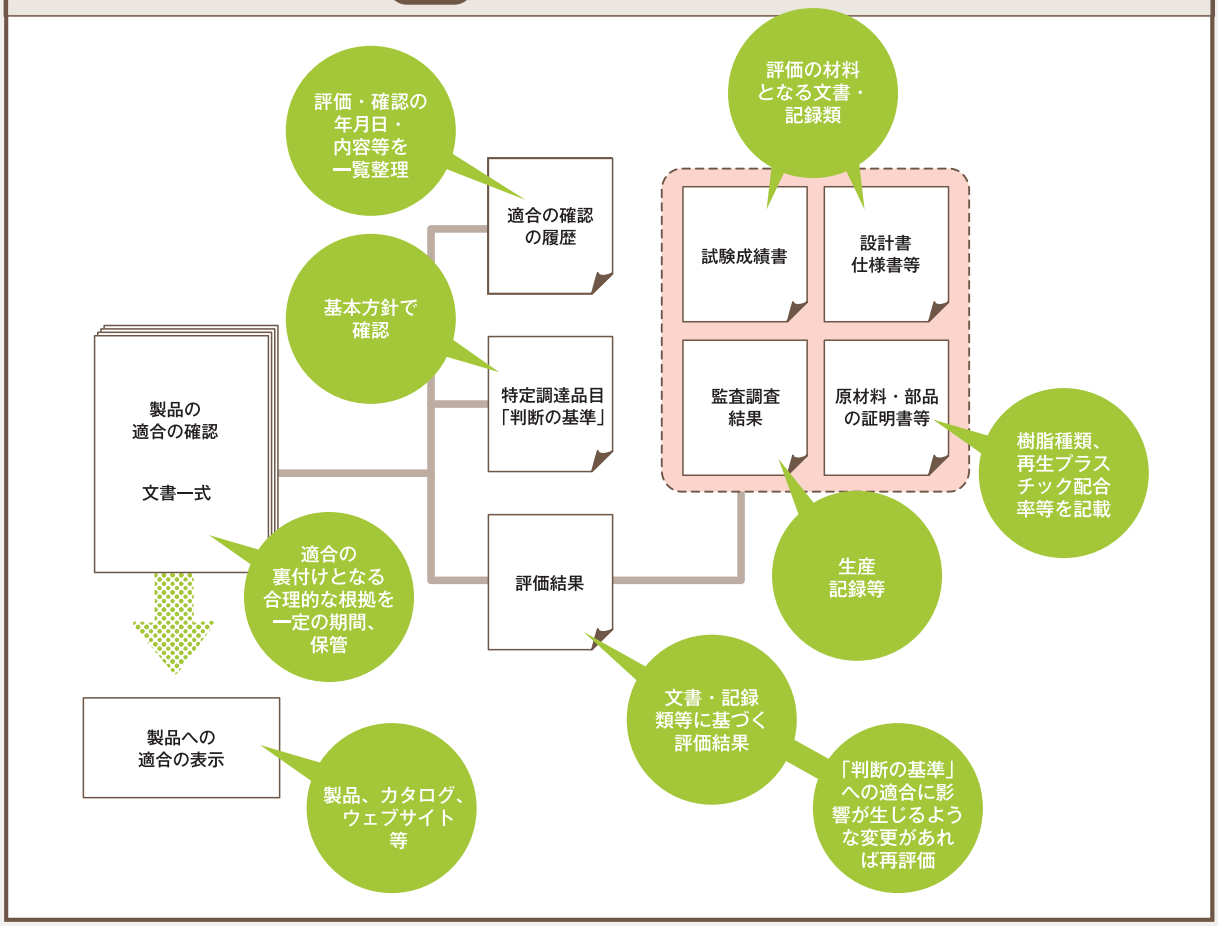

Key Point

「適合の裏付けとなる合理的な根拠」は、必ずしも証明書である必要はありません。設計書、仕様書、納品書、ウェブサイトから得た情報等も合理的な根拠となります。ただし、どのような根拠であれ、確認した文書・記録を一定の期間[4]、保管するとともに、確認時点・確認内容を記録してください。なお、保管形態は、紙媒体・電子媒体どちらでも結構です。

Key Point

初期に生産した製品だけでなく、生産を続けている限り「判断の基準」に適合していることを確認してください。また、製品の仕様を変更した場合は、必要に応じて「判断の基準」への適合を再評価してください。

4 少なくとも、安全や品質の保証に関する書類と同様の期間、保管する必要があります。なお、JIS Q 14021:2000 環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプⅡ環境ラベル表示）では、6.2.2項において、以下のように定めています。「評価は、完全に文書化しなければならない。その文書は、製品が市場で売られている期間及びその後製品の寿命を考慮した合理的な期間、…情報公開の目的のため、主張者が保持しなければならない。」

3 適切な表示

個々の表示は、「環境表示ガイドライン」[5]を参照し、適切に行ってください。

「自社製品」が **「判断の基準」に適合している旨の表示は、** 環境表示に該当します。このため、表示にあたっては、**「 環境表示ガイドライン」の要求事項を参照し、適切に行ってください。**

事業者が提供する製品やパンフレット等への「判断の基準」への適合の表示を行う場合には、正確で誤解を招かない表示など、購入者にとってわかりやすく、適切な表示が求められます。
適切な環境表示の条件としては、下記の項目を満たすことが必要です。

- **根拠に基づく正確な情報であること**
- **環境表示の内容について検証できること**
- **消費者に誤解を与えないものであること**
- **あいまい又は抽象的でないこと**

「環境表示ガイドライン」では、主に事業者等に向けて環境情報を提供する場合の望ましいあり方について、環境表示に関する国際規格（ISO/JIS Q 14020シリーズ）への準拠を基本的な考え方としています。

適切な環境表示の事例

適切な環境表示の例として、環境ラベルや適合宣言書による表示などがあります。

例 1

環境ラベルによる表示の例

エコマーク[6]（公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局）

例 2

適合宣言書による「判断の基準」への適合の表示の例

特定調達品目の判断の基準への適合宣言書

番号：	○○-○○○ ※宣言を識別するための固有番号を記載
発行年月日：	○○年○○月○○日
発行者の名称：	株式会社○○○○○
発行者の住所：	○○県○○市○○○
代表者の役職・氏名：	代表取締役社長　○○ ○○
代表者の署名：	○○ ○○
特定調達品目の種類：	○○○○ ※適合する特定調達品目の種類（基本方針に記載）
宣言の対象：	商品番号○○-○○○○ ※判断の基準に適合する特定調達物品等の名称、型式等を記載
参考情報：	JIS○○○による○○○の測定（○○○への依頼試験による） 原料供給業者による○○○の証明書 ※適合を確認するために用いた手法、試験実施機関等
問合せ先：	○○○部○○○係 電話：○○○○、FAX：○○○○、E-mail：○○@○○ ※担当部署、担当者、電話番号・FAX番号・E-mail等の必要情報を記載

JIS Q 17050-1:2005 適合性評価-供給者適合宣言-第１部では、ある基準に適合している製品等について、適合の保証を与えるとともに、適合及び宣言の責任者を明確にするための文書（供給者適合宣言書）の様式例を定めています。この供給者適合宣言書を活用して特定調達物品等であることを明示することもできます。

5 「環境表示ガイドライン」は以下の環境省ＨＰに掲載されています。
環境表示ガイドライン URL：https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/

6 公益財団法人日本環境協会が1989年より開始した「エコマーク制度」は国内最初の環境ラベルであり、ISOが定めるタイプⅠ規格に準拠した環境ラベルとして国内唯一の制度となります。エコマーク制度は、製品のライフサイクル（原料採取、製造、流通、使用、リサイクル・廃棄）全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つことが同協会によって認定された製品にのみエコマークを表示できる制度であり、商品の類型（ジャンル）毎に認定基準が策定されています。
公益財団法人日本環境協会「エコマーク事務局」http://www.ecomark.jp/

4 表示の整合性確保

複数の手法や媒体を用いて表示を行う場合、相互の表示内容の整合性を確保してください。

「判断の基準」への適合を確認した物品等については、「判断の基準」に適合している旨の表示を行うことができます。

「判断の基準」への適合の表示としては、製品そのものへの表示のほか、適合宣言書、カタログ、送付状、取扱説明書、ウェブサイト等の手法・媒体があります（図表7）。

複数の手法や媒体を用いて「判断の基準」への適合の表示を行う場合、相互の表示内容に齟齬（そご）が生じないようにしてください。

図表7 環境表示の手法、媒体

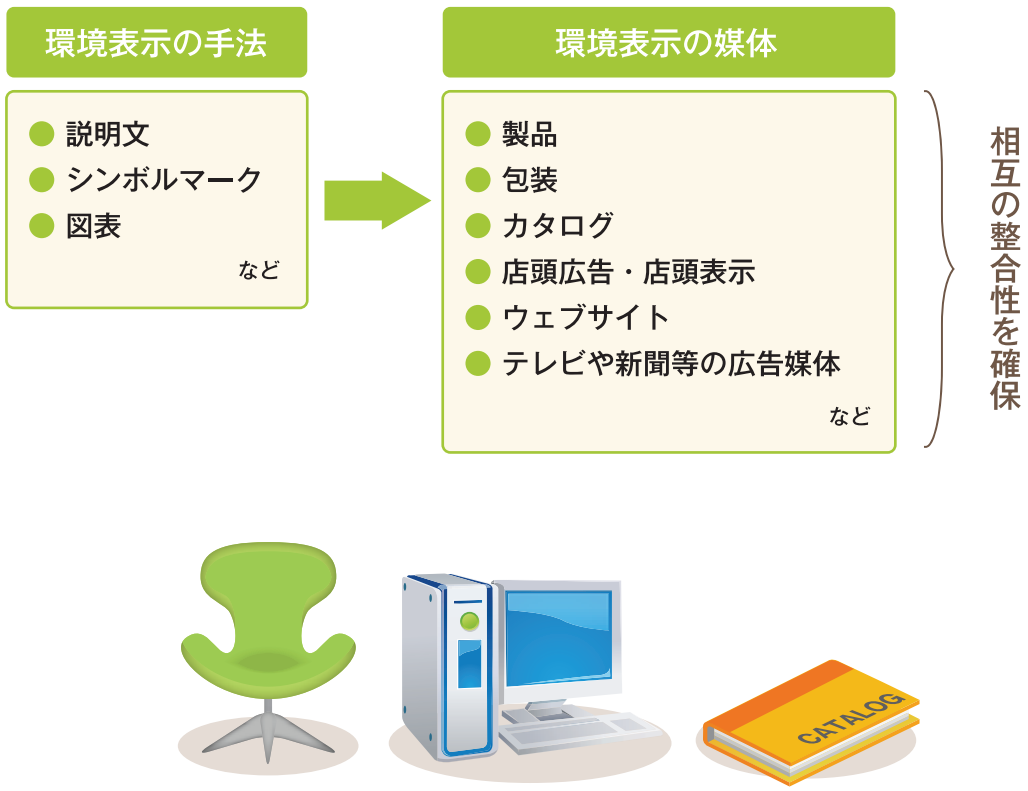

Key Point

購入者にとっては様々な媒体に環境表示があることで「判断の基準」への適合の確認で利便性が高いものとなります。一方で、製造事業者及び輸入・販売事業者にとっては、複数の媒体に環境表示を行っている場合に、その適合状況に変更があった際に、全ての表示媒体の変更（表示の整合性確保）が必要となります。

グリーン購入法の適合表示を行っている媒体情報を特定の部署で一元管理し、環境表示の変更に際して整合性を確保している事例もあります。

5 問合せへの対応

適切な情報提供を行う体制を整備してください。

購入者等から問合せがあった場合に自社製品が**「判断の基準」に適合している旨を保証する文書・記録を提示できるように、社内体制を整備**してください。

図表8 購入者等による問合せへの対応のイメージ

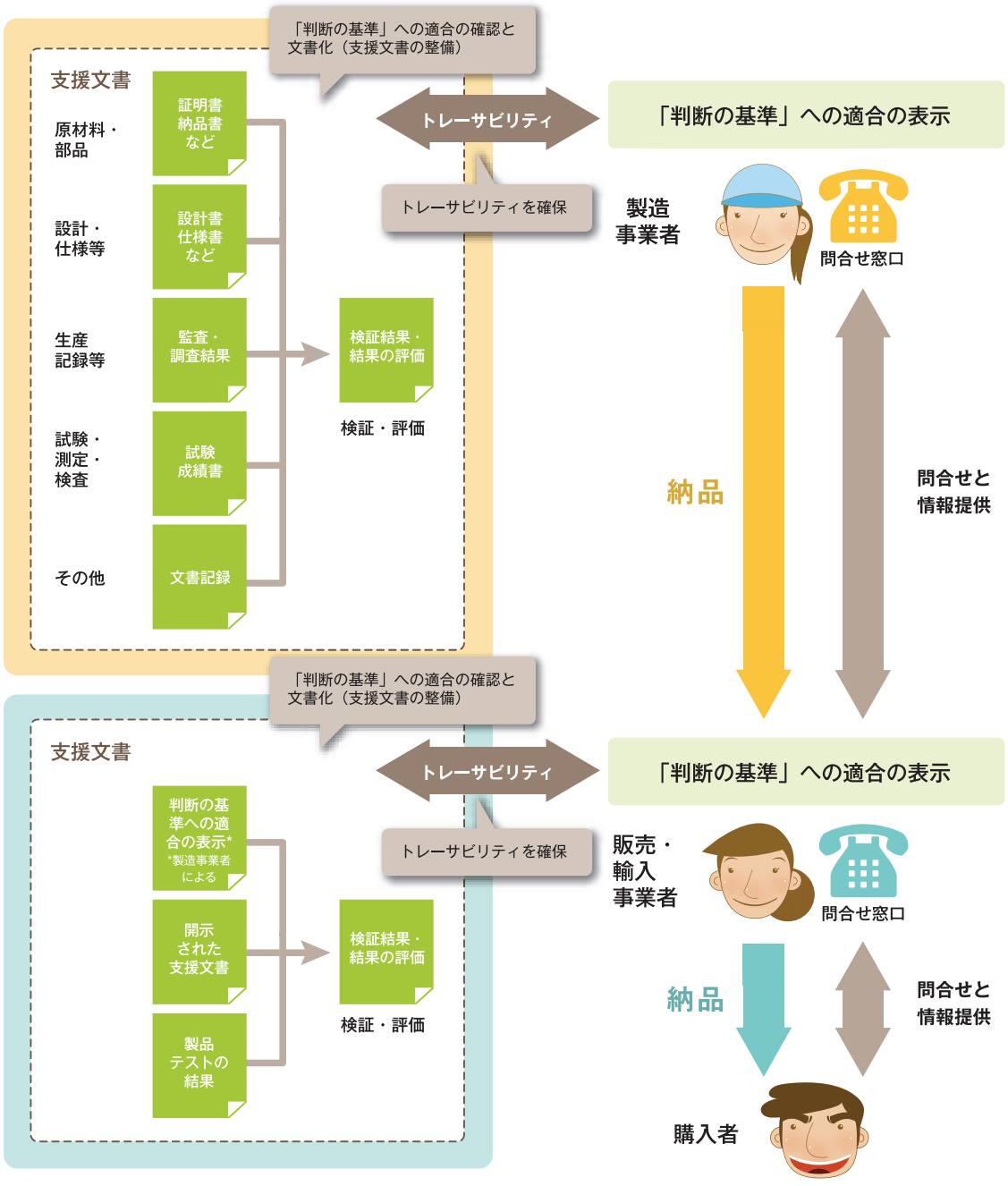

Key Point

グリーン購入法の判断の基準は多岐にわたります。判断の基準に「適合」しているかどうかの証明だけではなく、それぞれの基準の適合についての根拠を持ち、具体的に購入者等へ説明できるよう準備してください。

6 再評価

必要に応じて、「判断の基準」への適合を再評価し、その結果を記録してください。

自社製品に関して、表示の信頼性を確認した後に、「判断の基準」への適合に影響が生じる可能性がある場合には、「判断の基準」への適合について**再評価し、その結果を記録**してください。

再評価の必要があるのは

- 「判断の基準」が変更されたとき
- 設計・仕様を変更したとき
- 原材料・部品調達先などを変更したとき

Key Point

上記の他にも年一回など、定期的に再確認を行うことは、「適合の確認」の際の見落とし防止や根拠文書の管理状況のチェックにもなり、信頼性の向上につながります。

参考情報 環境省HP「グリーン購入法.net」

環境省ではグリーン購入に関する幅広い情報をHP「グリーン購入法.net」にて一元的に提供しています。グリーン購入に関する法律や「判断の基準」を定めた基本方針のほか、例年見直しを行っている「判断の基準」に関する検討の最新状況や手引き等参考資料を掲載しています。国や地方公共団体等に限らず、事業者の方にも参考となる情報提供を行っていますので参考にしてください。

URL : http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/

グリーン購入法.net で検索

Q A 環境表示の信頼性を高めるにはどのような方法がありますか？

第三者認証制度や外部測定機関の活用があります。タイプⅠラベルであるエコマークをはじめとして、日本にはいくつかの第三者認証ラベルが存在します。第三者による確認を受けることは環境表示の信頼性の向上につながります。また、JNLA制度（JIS法に基づく試験事業者登録制度）を利用し試験結果の信頼性を確保することも有効です。

（発行）平成27年2月
環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL. 03-3581-3351(内線6270)
FAX. 03-3580-9568
E-mail. gpl@env.go.jp

GREEN PRINTING JFPI
P-B10001

VEGETABLE OIL INK

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R100
古紙パルプ配合率100％再生紙を使用

この製品は、古紙パルプ配合率100％の再生紙を使用しています。このマークは、３Ｒ活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って表示しています。